

大津市女性・若者起業家の経営スクール事業企画運営業務委託仕様書

1 業務名称

大津市女性・若者起業家の経営スクール事業企画運営業務（以下「本業務」という。）

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

3 業務の目的

本業務は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づき策定している大津市・草津市の創業支援等事業計画（以下、「創業支援等事業計画」という。）に定める特定創業支援等事業として実施する女性や若者の起業家を対象としたビジネススキル研修会の企画運営であり、経営に関する知識やノウハウの習得によるスキルアップ等の機会を設けることにより、起業後に持続的で安定した企業経営ができるよう支援することを目的とする。

4 業務の概要

創業支援等事業計画に基づき、女性や若者の起業家（今後起業を予定している女性や若者を含む。）を対象に、企業経営に必要とされる「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」等の必要な知識を学ぶビジネススキル研修会を企画し、実施するものとする。

ビジネススキル研修会は、6日間以上（1回あたり2時間以上）のカリキュラムとし、起業に必要な基礎知識、経営に関する基礎知識、企業経営の安定化に必要な応用事項、事業者支援制度に関する情報提供の4点を盛り込むこととする。

5 業務の内容

(1) 事業の企画に係る要求水準

- ① 受講者数は20名以上とすること
 - ② 「今後起業を予定している女性や若者」も受講でき、起業し得る企画内容とすること
*若者とは、令和8年3月31日時点で35歳以下の者を指す。
 - ③ ビジネススキル研修会は、6日間以上（1回あたり2時間以上）のカリキュラムとすること
 - ④ 起業に必要な基礎知識、経営に関する基礎知識、企業経営の安定化に必要な応用事項、事業者支援制度に関する情報提供の4点を盛り込むこと
 - ⑤ 研修テーマを選定するにあたっては、次のテーマを参考にするとともに、「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」の4つのコンテンツを含むこと
- ア 経営の基礎知識 <経営>
- イ 女性や若者向けの資金調達法 <経営>

- ウ 事業ブランディング <販路開拓>
- エ マーケティングとプレスリリース <販路開拓>
- オ 会計、決算処理 <財務>
- カ SNSを活用した販売促進 <販路開拓>
- キ 人材育成、リーダーシップ<人材育成>

(2) 留意事項

業務の目的及び概要を踏まえて、集客性と実効性のある事業となるよう、次の事項に留意して企画運営を行うこととする。

① スクールの開講等

- ア 開講日時は受講者が参加しやすい日時を選定し、講師等との調整を行うこと
- イ 受講者が効率的かつ効果的に受講することができ、着実にスキルアップできるカリキュラムとすること
- ウ 会場は大津市内とし、公共交通機関等のアクセスのよい場所で、状況に応じて実施すること

② 受講者の募集等

- ア 受講者は原則として先着順で決定すること
- イ 受講者決定後にキャンセルが発生した場合は、次の者を繰り上げることとし、この場合においては、大津市内で起業している者（今後起業を考えている者を含む。）を優先すること
- ウ 原則として、同一の受講者が全てのカリキュラムを受講すること
- エ 受託者は申込書により受講者の受付を行うこととし、申込書記載事項は、次のとおりとすること
 - ア) 既に起業している女性・若者

住所、氏名、年齢、連絡先、事業所の所在地、事業内容、応募動機、特に学びたい事項、1月あたりの概ねの売上げ状況、従業員数の記載は必須とし、その他の事項は、本業務の遂行に必要な範囲で設けること
 - イ) 今後起業を考えている女性・若者

住所、氏名、年齢、連絡先、起業予定の事業内容、応募動機、特に学びたい事項、概ねの起業予定時期の記載は必須とし、その他の事項は、本業務の遂行に必要な範囲で設けること
- オ 受講者への全体スケジュールの周知は、初回受講時までには相当の期間をとって適切に行うこと
- カ 受講者の参加負担金は、無料とすること

③ 講師の選定等

- ア 講師の選定は受託者が行うこと
- イ 講師との連絡調整は受託者が行うこと

④カリキュラム等

- ア 受講者の受講目的を踏まえ、モチベーションアップに繋げられるよう工夫すること

と。

イ 大津市女性・若者起業家の経営スクール事業の修了生又は本市が実施した事業により起業・創業した者をゲストスピーカーとして招聘し、起業に向けてのモチベーションの向上を図ること

ウ 講義の一部を公開し、受講生以外の者も見学できる機会を設けること

エ 概ね８割以上の出席の受講生については修了証書を交付するとともに、希望者については特定創業支援等事業の証明書を交付することとし、当該スクール内での旨告知すること

⑤その他

ア 受講者に対してアンケートを実施すること

イ アンケート項目、集計・分析方法等の決定は、大津市と協議すること

ウ 託児・保育サービスをする場合、保育士又は幼稚園教諭の有資格者を配置すること

エ 本業務で使用する消耗品、備品、電子機器、印刷物等の一切の物品及び資料等は、全て受託者が準備すること

6 業務の成果物

本業務の成果物及び提出期限の以下のとおりとする。

成果物	提出期限	提出部数
事業報告書	令和８年３月１３日（金）	２部
事業報告書（電子データ）	令和８年３月１３日（金）	１部
受講者アンケート（原本）	令和８年３月１３日（金）	１部
アンケートの集計・分析結果報告書	令和８年３月１３日（金）	２部
アンケートの集計・分析結果報告書（電子データ）	令和８年３月１３日（金）	１部
その他大津市が求めるもの	随時	—

※事業報告書は、経営スクールの写真を掲載すること

※写真撮影時には、受講者のプライバシーに配慮し、受講者の承諾を得ること

7 検査

- (1) 受託者は、本業務を完了したときは、速やかに大津市に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。

- (2) 受託者は、自らの責に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補足その他の処置を執るものとする。

8 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、9の規定により本業務を大津市の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

9 調査等

大津市は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

10 その他留意事項

- (1) 実施体制を明確にし、実施計画（行程や期間）を策定すること。
- (2) 再委託の予定がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、あらかじめ委託者の承諾を得る必要がある。業務が再委託できる範囲は次表により確認すること。

業務の範囲	業務の内容	再委託の可否
業務の主たる部分	業務の総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断	否
軽微な業務	コピー、印刷、製本、資料整理等	可 (委託者の承諾が不要)
上記以外の業務	上記以外の業務	可 (委託者の承諾が必要)

- (3) 成果物の所有権及び著作権は、全て本市に帰属するものとする。
- (4) 本業務の履行にあたり、個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得たいかなる事項も他に漏らしてはならない。
- (5) 本業務に伴い収集・作成した書類やデータの使用、保管にあつては、紛失や漏洩が生じないように厳重に管理すること。
- (6) 本業務に伴い個人情報の流出等の重大な事故があった場合、速やかに報告すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上で決定する。